

# 第 213 回 かすみがうら市農業委員会総会議事録

## 1. かすみがうら市農業委員会告示第 2 号

令和 4 年 2 月 3 日かすみがうら市農業委員会告示第 2 号をもって、令和 4 年 2 月 10 日（木）かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第 213 回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

## 2. 総会の日時および場所

令和 4 年 2 月 10 日（木） 午後 2 時開会 かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

## 3. 出席委員

1 番 海東 功	2 番 西崎 敏和	3 番 鈴木 良道	4 番 宮本 教夫
5 番 塚本 勝男	6 番 安田 治	7 番 飯田 敬市	8 番 久松 弘叔
9 番 井坂 孝雄	10 番 高田 健司	11 番 谷中 昌	12 番 廣原 孝
13 番 栗山 千勝	14 番 塚本 茂	15 番 中山 峰雄	

## 4. 欠席委員

なし

## 5. 説明のため出席した者

事務局長 松延 孝之 係長 横田 桂明 主幹 関根 治彦

## 6. 議事録署名委員

5 番 塚本 勝男 6 番 安田 治

## 7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について
  - 報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
  - 報告第 6 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の受理について
  - 報告第 7 号 制限除外の農地移動届出の受理について
- ⑤ 議案審議について
  - 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について
  - 議案第 10 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
  - 議案第 11 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
  - 議案第 12 号 現況証明願の交付決定について
  - 議案第 13 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第 14 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について
  - 議案第 15 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について
  - 議案第 16 号 遊休農地の非農地判断について

午後 14 時 57 分開会



事務局長	<p>只今から、令和3年度第213回農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>只今の出席委員は15名で、会議規則第7条の定足数に達しております、よって総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>(会長あいさつ)</p>
議長	<p>はじめに事務局長から諸般の報告をお願いします。</p>
事務局長	<p>(諸般の報告朗読)</p>
議長	<p>次に議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番塚本勝男委員、6番安田治委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記は、事務局の関根主幹を指名いたします。</p>
議長	<p>次に、日程の決定について、お諮りいたします。</p> <p>只今から午後5時までとしたいと思いますが、いかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>ご異議ございませんので、午後5時までといたします。</p>
議長	<p>次に報告第5号から第7号の報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が送付されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。</p>
議長	<p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>はじめに「議案第9号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。</p>

議長	<p>最初に、番号6番について審議いたします。</p> <p>なお、番号6番については、9番井坂孝雄委員が、議事参与の制限となりますので、農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会会議規則第13条の規定により退席願います。</p> <p>(9番井坂孝雄委員退席)</p>
議長	<p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いします。</p>
4番 宮本委員	<p>2月2日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、鈴木委員と塚本勝男委員と私、宮本の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>番号6番は、●●●●●●●●●●から約200m南に位置する田2筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号6番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号6番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号6番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>9番井坂孝雄委員の入室をお願いします。 (9番井坂孝雄委員入室)</p>
議長	<p>次に、番号1番から番号5番及び番号7番から番号13番について審議いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
4番 宮本委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番は、●●●●●●から約600m南東に位置する畑3筆になります。 現況は、雑草繁茂が一部見られますが、おおむねきれいに管理されてきました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。根菜などを作付けする計画です。 続きまして番号2番は、●●●●●●から約900m南西に位置する畑2筆になります。 現況は、きれいに管理されてきました。 申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。粟を作付けする計画です。 続きまして番号3番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。 まず、一の瀬407の農地は●●●●●●●●●●●●から約400m西に位置する田1筆、坂2950の農地は約700m南東に位置する田1筆になります。 現況は、きれいに管理されてきました。 申請人は経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。</p>



	<p>画です。</p> <p>続きまして番号 12 番は、譲受人は同一ですが、場所が離れているため、分けて説明いたします。</p> <p>まず、宍倉 7430-1、7446 の農地は宍倉地内の●●●●●●から約 500m 南西に位置する田 2 筆、宍倉 7499 の農地は宍倉地内の●●●●●●●●●●から約 700m 南に位置する田 1 筆、宍倉 3874-1 の農地は約 800m 南西に位置する田 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は新規就農のため、今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。</p> <p>続きまして番号 13 番は、安食地内の●●●●●●●●から約 300m 南西に位置する畑 1 筆になります。</p> <p>現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため、今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>議長 只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>議長 これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号 1 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>6 番 安田委員 譲受人、譲渡人、親子の関係かと思われるのですが、この場合、農業従事の面積が倍あるように見えてしまうんですが、番号 2 番も同じなんですが、個人がそれぞれ持っているように見えてしまうので、何とかならないんでしょうか。今までこれでやってるんでしょうけど、どんなものんでしょうか。</p> <p>事務局 ご指摘のとおり、見づらい部分があると思いますので、内部で協議させていただいて、次回以降で調整できればと思いますので、今回は申し訳ございませんが、この内容でよろしく願いいたします。</p>
--	--

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
6番 安田委員	譲渡人が、同じ耕作面積数で同じ世帯という意味なんだろうよね。持分2分の1ということで。
事務局	共有名義で持たれていることで、このようになっています。
6番 安田委員	これも改善した方がいいかと思いますが、いかがなものでしょうか。
事務局	こちらも、表示をどうするか、内部で協議したいと思います。 よろしくをお願いします。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします。



議長	次に番号4番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号4番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号5番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号5番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号7番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号7番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号7番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号8番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 8 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 8 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号 9 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 9 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 9 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号 10 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 10 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号 10 番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号 11 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 11 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>

議長	全員賛成ですので、番号 1 1 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号 1 2 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 2 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 2 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	次に番号 1 3 番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 番号 1 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、番号 1 3 番は原案のとおり許可することに決定いたします。
議長	「議案第 9 号農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、 原案のとおり許可することに決定いたしました。
議長	次に「議案第 10 号農地法第 4 条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。

3番 鈴木(良) 委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>番号1番になります。図面番号1番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●から約300m北東に位置する畑3筆になります。</p> <p>こちらは第2種農地と判断しました。</p> <p>なお、申請地にはすでに住宅敷地の一部として駐車場などが設けられていることから、始末書が添付されております。申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>続きまして、番号2番になります。図面番号2番も併せてご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から約20m東に位置する畑3筆になります。</p> <p>こちらは第2種農地と判断しました。</p> <p>なお、申請地にはすでに住宅敷地の一部として納屋などが設けられていることから、始末書が添付されております。申請人は、現況に合わせて地目を是正したいと考え、今回の申請に至りました。</p> <p>転用による周辺農地への影響はないと判断しました。</p> <p>許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p>
6番 安田委員	自己住宅とありますが、住所が申請地と違っているのは、どういう理由があるんですか。
事務局	<p>こちらの方は、申請人住所の方にお住まいの方でして、現在、申請地には住まわれてはいませんが、宅地としてお持ちであるということで、戻られるおつもりはないということで、宅地として整理されたいとお話がありまして、今回の申請に至った経緯がございます。</p>

議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議長	<p>次に番号2番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします</p>
議長	<p>「議案第10号農地法第4条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願い致します。</p>
5番 塚本(勝) 委員	<p>それでは説明いたします。 番号1番になります。図面番号3番も併せてご覧ください。 申請地は、下稲吉地内の●●●●●から約200m東に位置する畑2筆になります。 こちらは、第2種農地と判断しました。 申請人は、自己住宅として使用するため、今回の申請に至りました。 転用による周辺農地への影響はないと判断しました。 許可要件を満たしていると考えます。 続きまして番号2番になります。図面番号4番も併せてご覧ください。</p>



議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成(賛成多数)ですので、番号2番は原案のとおり許可することに決定いたします</p>
議長	<p>次に番号3番について、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号3番は原案のとおり許可することに決定いたします</p>
議長	<p>「議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に、「議案第12号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、当案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
5番 塚本(勝)委員	<p>説明いたします。 番号1番になります。図面番号6番も併せてご覧ください。 申請地は、新治地内の●●●●●●●●から約600m北東に位置する畑3筆になります。 こちらは、22年以上前から豚舎などに使用していた経緯があり、競売物件とし</p>

	<p>て願出人へ渡り、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なるご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>番号1番について、原案のとおり交付することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議長	<p>「議案第12号現況証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたしました。</p>
議長	<p>次に「議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程いたします。</p> <p>事務局より、議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、ご説明いたします。</p> <p>(事務局説明)</p>
議長	<p>事務局説明が終わりました。</p> <p>ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>



議長	全員賛成ですので、「議案第 13 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 14 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 14 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 15 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)

議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 15 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に「議案第 16 号遊休農地の非農地判断について」上程いたします。 事務局より、議案の説明をお願いします。
事務局	それでは、ご説明いたします。 (事務局説明)
議長	事務局説明が終わりました。 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。
6 番 安田委員	21 番と 186 番なんですが、登記簿が山林、現況が畑で、非農地とはどういう理由なんでしょうか。
事務局	今回の議案が通ったあとに正式に非農地と判断されることになりまして、現時点におきましては、登記地目として山林、現況につきましては農地台帳上の登録となりますので、畑となっております。
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 16 号遊休農地の非農地判断について」は、原案のとおり決定いたしました。

議長	<p>以上で、本日の議案審議は終了しました。          その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。          (意見、質問等なし)</p>
議長	<p>来月の総会は、3月10日(木)午後2時から予定しております。          なお、次回の事前調査員は、安田治委員、飯田敬市委員、久松弘叔委員です。          日時は、3月2日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。          よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>他に事務局から、何かありましたらお願いします。</p>
事務局	<p>(事務局説明)          (意見、質問等なし)</p>
議長	<p>それでは、以上を持ちまして、第213回総会を閉会いたします。          慎重審議大変ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>起立、礼、お疲れさまでした。</p>



かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員会会長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_